

大阪府太子町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

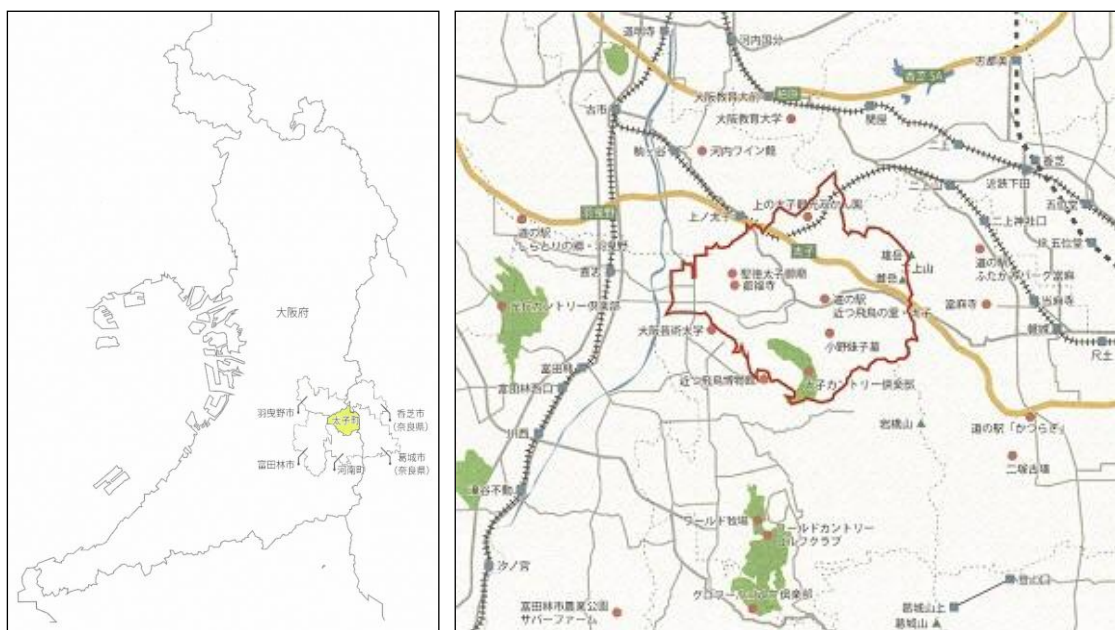
（1）促進区域

設定する区域は、令和 5 年 1 月 1 日現在における大阪府南河内郡太子町（以下、「本町」という。）の行政区域であり、概ねの面積は、1,417 ヘクタールである。

促進区域には、自然公園法に規定する国定公園に指定されている金剛生駒紀泉国定公園が含まれるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）は、本区域には存在しない。

（地図）



（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

本町は、大阪府の南東部に位置し、町東部の金剛葛城山系北部の二上山境と西部の石川に挟まれた、低位段丘及び狭小な扇状地上にある。

町内を流れる河川は、二上山及び葛城・金剛山系を源として、北部では飛鳥川、南部では太井川と梅川があり、石川に合流し、大和川に注いでいる。また、かんがいを目的としたため池が中山間地域を中心に多く点在している。

（インフラの整備状況）

太子町内の主な交通機関は路線バスで最寄り駅の近鉄南大阪線の上ノ太子駅と長野線の喜志駅に連絡しており、コミュニティバスが主要路線を補完している。また、南阪奈道路の太子インターチェンジがあり、大阪市内まで約 30 分で結ばれている他、近畿圏の主要高速道路とも接続し、京阪神都市部や奈良県との広域的なネットワークを形成している。国道 166 号、府道美原太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、府道香芝太子線、町道六枚橋太子線等の主要な幹線道路等が市街地の骨格を形成しており、特に国道 166 号は竹内街道と呼ばれ、大阪府南部と奈良県中和地域を結ぶ幹線道路で高い利便性を有する。

（産業構造）

令和 2 年国勢調査によれば、総人口 13,009 人のうち生産年齢人口（15～64 歳）7,476 人（57.47%）、産業別就業者数（産業(3 部門)別 15 歳以上就業者数）は、総就業者数 5,930 人のうち、第 1 次産業就業者数が 196 人、第 2 次産業就業者数が 1,513 人、第 3 次産業就業者数が 3,965 人、分類不能の産業の就業者数が 256 人となっている。また、産業大分類別では、上位から製造業が 1,054 人（17.8%）、医療福祉が 936 人（15.8%）、卸売・小売業が 839 人（14.1%）、建設業が 459 人（7.7%）、運輸・郵便業が 350 人（5.9%）、教育・学習支援業が 344 人（5.8%）、宿泊・飲食サービス業が 255 人（4.3%）、農業が 196 人（3.3%）となっている。

令和 3 年経済センサス（活動調査：速報値（令和 4 年 6 月大阪府公表））によれば、本町全体で 369 事業所が所在し、その割合をみると、第 1 次産業（農業、林業、漁業）が 4 事業所（1.0%）、第 2 次産業（製造業、建築業、鉱業）が 100 事業所（27.1%）、第 3 次産業（前記以外の産業）は 265 事業所（71.9%）となっている。

平成 28 年経済センサス（活動調査）によれば、全産業の売上高（企業単位）18,680 百万円のうち、製造業が 5,519 百万円（29.5%）で最も多い。付加価値額（企業単位）についても、全産業 6,646 百万円のうち、製造業が 2,102 百万円（31.6%）で最も多く、製造業が本町の基幹産業となっている。

なお、2020 年工業統計調査（2019 年実績）によれば、本町全体の製造品出荷額計 12,178 百万円のうち、金属製品製造業が 1,230 百万円（10.1%）で最も多く、次にプラスチック製品製造業が 1,073 百万円（8.8%）で続いている。

また、本町は、大阪府の農業で重要な位置を占めており、大都市近郊の特性を生かした、なす、きゅうりを主体とする果菜類や、ぶどう、みかんを主体とする果樹園芸作物の生産が行われている。

2020 年農林業センサスによれば、本町の 1 経営体あたりの農業産出額については 6.2 百万円で、大阪府平均の 3.7 百万円の 1.7 倍となっている。また、ぶどうとみかんを中心とした果樹園芸作物の生産が重要な位置を占めており、経営耕地面積の内訳では、樹園地の割合が 57.1%（＝36ha/63ha）で大阪府平均の 11.2%（574ha/5,105ha）を大きく上回っている。果樹園芸作物の農業産出額は 660 百万円で、本町の全農業産出額 780 百万円の 84.6%と大半を占めている。

ぶどうの栽培経営体数は 50 経営体、栽培面積（販売目的）は 26.2ha（大阪府内第 3 位）で大阪府全域の栽培面積（販売目的）の 185.5ha の 14.1%、農業産出額は 5.3 億円（大阪府内第 3 位）で大阪府全域の農業産出額の 38.0 億円の 13.9%を占めている。

みかんの栽培経営体数は 29 経営体、栽培面積（販売目的）は 8.1ha（大阪府内第 8 位）で大阪府全域の栽培面積（販売目的）の 178.0ha の 4.6%、農業産出額は 0.7 億円（大阪府内第 7 位）で大阪府全域の農業産出額の 15.0 億円の 4.7%を占めている。

（人口分布の状況）

昭和 40 年に約 5,800 人であった本町の人口は、以降 40 年間にわたり増加傾向にあったが、平成 17 年の約 14,500 人をピークに減少に転じており、令和 4 年 1 月末時点では、13,056 人となっている。年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあるが、老年人口については、増加が続いている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

本町では、栽培面積と農業産出額で大阪府内有数の規模を誇るぶどう・みかんを中心とした農業（果樹農業）、売上高と付加価値額で町内最大の規模の製造業、この 2 つの産業を基幹産業として位置付けている。

近年、農業については、ぶどう・みかんを中心とした農産物及び加工品の生産・販売を拡大していくとともに、地ワインの製造販売などによるブランディング、特産品の全国流通等の域内事業者による 6 次産業化に向けた取組みが進んでいる。また、製造業については、本町と大阪市、奈良県を結ぶ南阪奈道路の太子インターチェンジ周辺地区を中心として、本町の経済成長を牽引する企業の立地・集積に向けた取組みが進んでいる。

本町では、このような地域特性を活用し、農林分野と成長ものづくり分野を対象とした、地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定・施行することにより、強固な産業基盤を確立するとともに、本基本計画に基づく承認を受けた地域経済牽引事業者の成長を通じて他の産業にも高い経済的波及効果をもたらし、地域経済の活性化及び経済の好循環化を図る。

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	187 百万円	—

（算定根拠）

1 件あたり平均 6,916 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.35 倍の波及効果を与え、促進区域内で 187 百万円の付加価値額を創出することを目指す。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,916万円（大阪府の１事業所あたり平均付加価値額（平成 28 年経済センサス―活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・当該事業者の地域経済牽引事業にかかる売上合計が、開始年度比で４％以上増加すること。
- ・当該事業者の地域経済牽引事業にかかる雇用者数合計が、開始年度比で２％以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①太子町のぶどう・みかんを中心とする特産物を活用した農林分野
- ②太子町の南阪奈道路及び太子インターチェンジを中心とする交通インフラを活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ①太子町のぶどう、みかんを中心とする特産物を活用した農林分野

<本町の農業に係る基本統計データ>

本町の農業は、大都市近郊の特性を生かし、なす、きゅうりを主体とする果菜類や、ぶどう、みかんを主体とする果樹等園芸作物の生産が行われている。

2020年農林業センサスによれば、本町の1経営体あたりの農業産出額については6.2百万円で、大阪府平均の3.7百万円の1.7倍となっている。

特に、ぶどうとみかんを中心とした果樹園芸作物の生産が重要な位置を占めており、経営耕地面積の内訳では、樹園地の割合が57.1%（＝36ha/63ha）で大阪府平均の11.2%（574ha/5,105ha）を大きく上回っている。果樹園芸作物の農業産出額は660百万円で、本町の全農業産出額780百万円の84.6%と大半を占めている。

<ぶどう生産等の概況>

本町ではデラウェアをはじめとして巨峰やシャインマスカット等の栽培が盛んに行われている。2020年農林業センサスによれば、ぶどうの栽培経営体数は50経営体、栽培面積（販売目的）は26.2ha（大阪府内第3位）で大阪府全域の185.5haの14.1%、農業産出額は5.3億円（大阪府内第3位）で大阪府全域の38.0億円の13.9%を占めている。

近年、本町では、新規就農者及び後継者の育成とワイン等の食品加工業の育成、発展に向けた取り組みが進められている。前者については、平成25年に、新規ぶどう栽培農家の育成等を目的とした「非営利活動法人太子町ぶどう塾」が設立され、毎年4月から1年間開催されるぶどう栽培の基礎知識等を学ぶことができるぶどう塾や援農活動を行っている。後者については、本町産のぶどうを原材料とした加工品としてワイン、ジュース、ゼリーの生産事例がある。特に、ワインについては、現在は委託醸造による小規模生産であるが、製造・販売能力を有する事業者が3者存在し、将来的には、太子町産のぶどうを使った地ワインの製造販売に向けた取り組みが進められている。

さらに、本町を含む大阪府南河内地域では、ぶどうを核とした魅力ある地域づくりを推進していくため、令和元年5月に、地域のぶどうに関わる関係団体等が一体となって、産官学連携の「大阪ぶどうネットワーク」が結成された。本町もその一員として参画し、ぶどう及びその加工品の品質向上・生産拡大や、地ワインの製造販売によるブランディングなどの6次産業化に向けた地元事業者の取り組みを支援している。

【参考】大阪ぶどうネットワーク

大阪のぶどうに携わる事業者団体、行政機関、研究機関が交流を目的にした産官学連携

のネットワークで大阪のぶどう・ワインのプロモーションから技術支援まで幅広く活動を進めている。令和5年1月現在、大阪府、河内長野市、羽曳野市、柏原市、交野市、大阪狭山市、太子町、JA 中河内、JA 大阪南、大阪府果樹振興会、大阪ワイナリー協会、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の12組織が加盟。

<みかん生産等の概況>

2020年農林業センサスによれば、本町における、みかんの経営体数は29経営体、みかんの栽培面積（販売目的）は8.1ha（大阪府内第8位）で大阪府全域の178.0haの4.6%、農業産出額は0.7億円（大阪府内第7位）で大阪府全域の15.0億円の4.7%を占めている。

本町の経営体の中でも「上の太子観光みかん園」では、本町随一となる6haもの栽培面積を有し、南向きの太陽が良く当たる斜面に約1万本のみかんの木が植えられ、ほどよい酸味のある温州みかんが栽培されている。

また、本町のみかん及びこれを原材料として使用した加工品は、ともに『大阪産（もん）』として販売促進に取り組んでいる。特に、前述の「上の太子観光みかん園」で栽培されたみかんを使用し、本町のまちおこし青空市である「たいし聖徳市」の特産品開発チームが、地元企業の協力を得て、平成23年に開発・商品化した、太子町産みかんの果汁を20%使用した『太子みかんソース』は、さっぱりとしたフルーティーな味わいに仕上がり、お好み焼きやコロッケなどの粉ものや揚げ物、そしてハンバーグなどにもよく合うと評判の地ソースとして、現在では、太子町の特産品の一つになっている。他にも、令和4年5月に、大阪市内に本社を置く大手飲料メーカーの協力を得て、太子町産みかんを活用したみかん水が大阪府内の量販店、自動販売機で限定発売されるなどの取組みが行われた。

【参考】大阪産（もん）

大阪府域で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、水産物といった一次産品と、それらを原材料として使用した加工品を『大阪産（もん）』として一体的にPRを行い、認知度向上を図ることにより、一次産業や食品加工業の振興に取り組んでいる。

<まとめ>

本町で生産されたぶどう、みかん及びこれらの加工品は、本町の特産品として、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」のほか、町内各所の直売所や地元スーパーでも販売されている。近年では、太子町観光・まちづくり協会のホームページ（特産品ページ）から通販購入することも可能となり、町外での販路の開拓・拡大に向けた取組みが行われている。

また、最近では、農業者の減少や高齢化への対応策として、ロボット技術やICTを活用したスマート農業導入の取組みも進められている。例えば、前述の「非営利活動法人太子町ぶどう塾」では、新規就農者の育成と合わせて、運搬・草刈・農薬散布といった農作業場面でのロボットやドローンの運用に係る実証実験が行われるなど農業の省力化・生産性向上に向けた取組みが進められている。

以上のように、今後、本町では、ぶどう及びみかんを核として、農業者、加工業者、販売事業者、飲食店、観光名所、道の駅等の域内関係機関等との連携も一層強化しながら、農産物及び加工品の生産・販売を拡大していくとともに、地ワインの製造販売などによるブランディング、特産品の全国流通等の域内事業者による6次産業化の取組みも加速させ

ていく。また、これと併せて、スマート農業の導入による、域内の新旧の事業者の生産性向上、事業環境改善に向けた取り組みをも促進し、付加価値の増加及び売上・雇用の拡大により、地域経済の活性化及び経済の好循環化を図る。

②太子町の南阪奈道路及び太子インターチェンジを中心とする交通インフラを活用した成長ものづくり分野

<本町の製造業に係る基本統計データ>

製造業は、各種公的統計データが示すとおり、本町における主要産業となっている。

平成28年経済センサス(活動調査)によれば、本町の製造業の売上高(企業単位)は5,519百万円で、全産業の18,680百万円のうち、最多の29.5%(全国平均24.4%)を占める。本町の製造業の付加価値額(企業単位)は2,102百万円で、全産業の6,648百万円のうち、最多の31.6%(全国平均23.8%)を占める。

また、2020年工業統計調査(2019年実績)によれば、本町全体の製造品出荷額計12,178百万円のうち、金属製品製造業が1,230百万円(10.1%)で最も多く、次にプラスチック製品製造業が1,073百万円(8.8%)で続いている。

<南阪奈道路及び太子インターチェンジを中心とした交通インフラと企業立地>

近年、本町においては、産業発展の特徴として、都市近郊の地の利と近畿圏を中心とした経済産業地へのアクセスの良さを活かした企業立地の進展がみられる。

特に、その中心的存在となっているのが、本町を縦断する南阪奈道路とその出入口である太子インターチェンジであり、本町と大阪市内の間を、自動車で約30分間での移動を可能とするとともに、近畿圏の主要高速道路とも接続し、京阪神都市部や奈良県との広域的なネットワークを形成している。

本町内に所在する交通インフラによる人員や物資の移動等の利便性に着目した、主な企業立地の実績としては、大阪市に本社を構える健康機器メーカーが南阪奈道路の太子インターチェンジの周辺地区に主力工場を移転した事例が挙げられる。

<本町の行政計画上での位置付け等>

「第5次太子町総合計画後期基本計画」(令和3年3月)では、「工業については広域交通の利便性を活かした産業基盤の整備を行い、工業振興による町内の他産業への波及効果により、町内の経済循環を活性化することも重要である」として、「都市計画道路太子西条線沿線や太子インターチェンジ周辺など広域交通条件のよい地区などを軸として、地域経済の活性化につながる、特に今後成長を望める新規産業の誘致に努める」との本町の施策方向性が示されている。

また、本町では、製造業をはじめとする企業誘致により雇用の創出・地域経済の活性化を図るため、近年、都市計画法の手法を用いた企業立地環境の整備を進めている。

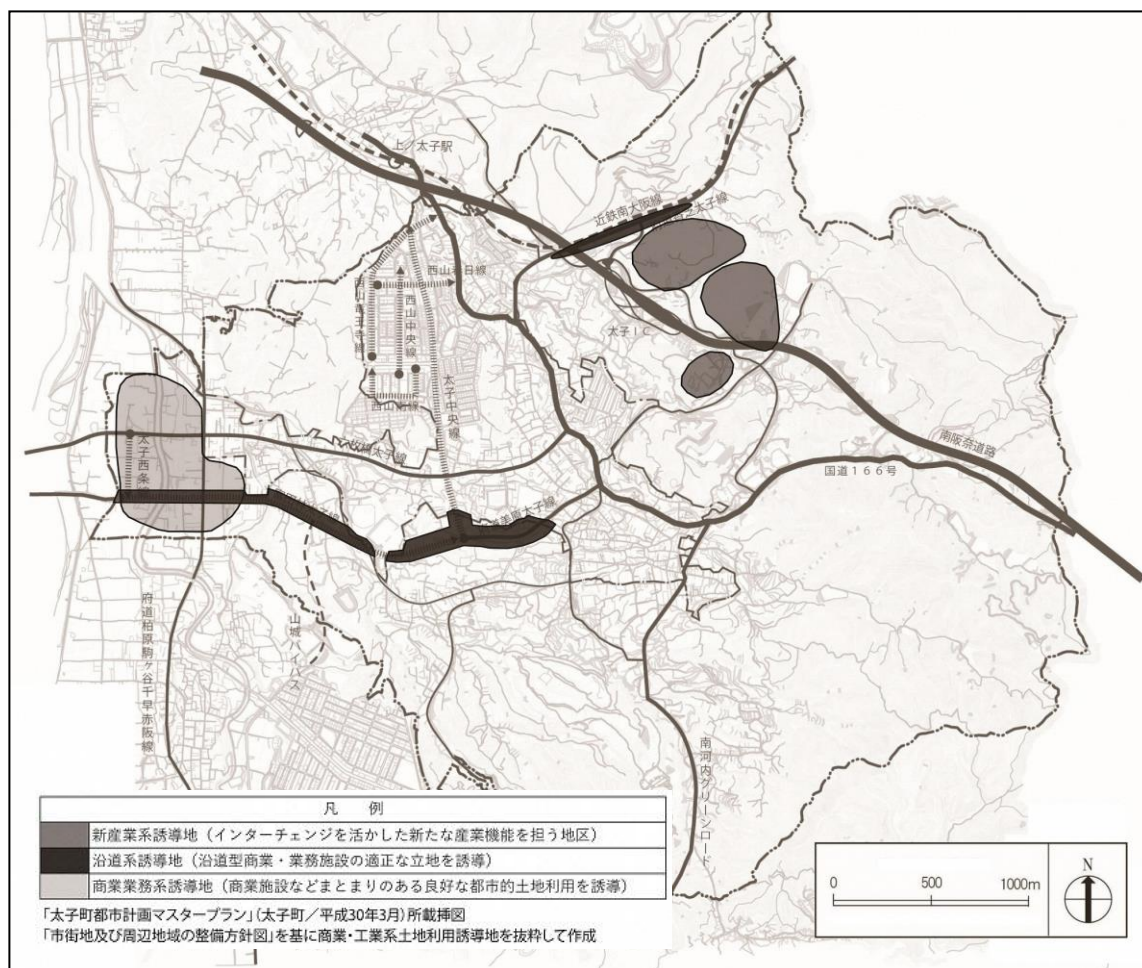
具体的には、「太子町都市計画マスタープラン(最終改定:令和2年3月)」において、ゾーニングの手法により、太子インターチェンジ周辺地域を「広域交流ゾーン」に設定し、広域産業拠点として、周辺の自然環境と調和した地域経済の活性化につながる産業の誘致を行う旨、明記している。

さらに、令和4年10月には、町内の市街化調整区域の一部における開発許可基準として、太子インターチェンジ周辺地域にある府道香芝太子線沿線及び太子インターチェンジ連絡路沿線での都市計画法等の関連法令及び基準の要件を満たしている工場の立地を可能とする基準である「提案基準 26-2」（産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い（太子町））を施行したところである。

<まとめ>

今後、本町では、地域未来投資促進法に基づく基本計画の施行により、太子インターチェンジ周辺地域である「広域交流ゾーン」を基軸として、本町に立地する成長ものづくり事業者による創意工夫に富んだ地域経済牽引事業を促進することで、本町の基幹産業である製造業のさらなる発展を通じた付加価値の増加及び売上・雇用の拡大を図り、地域経済の活性化及び経済の好循環化をめざす。

【参考】太子町の主要交通インフラ等



6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、農林分野及び成長ものづくり分野を支援していくためには、事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用することにより、事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①太子町創業支援補助金（太子町）

町内で創業しようとする人に対して、創業時に必要な経費の一部を補助する。

②太子町飲食店舗開業補助金（太子町）

町内の補助対象区域内の空き家・空き店舗を利用して飲食店舗を開業しようとする人に対して開業時にかかる費用の一部を補助する。

③地方拠点強化税制

企業が本社機能の全部または一部を本町対象区域内に移転する場合、オフィス減免や雇用促進税制の適用を受けることができる。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 「大阪府オープンデータサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

② 本町は、事業者のニーズに応じて、本町保有の公共データを可能な限り提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、太子町まちづくり推進部観光産業課、大阪府商工労働部国際ビジネス・企業誘致課を対応窓口とする。

事業環境整備の提案を受けた場合、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

定期的に地域経済牽引事業者を訪問し、国、府、町等の施策情報の提供や、地域経済牽引事業の進捗状況の確認及び継続的なフォローアップを実施する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和4年度	令和5年度～ 令和8年度	令和9年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 太子町創業支援補助金	実施	実施	実施
② 太子町飲食店舗開業補助金	実施	検討 ※令和5年度以降事業の見直しを予定	検討
③ 地方拠点強化税制	対象地域見直し	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① ②公共データの活用	検討	検討・実施	実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	実施	実施	実施
【その他】			
地域経済牽引事業者への情報提供及びフォローアップ	検討	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

農林分野及び成長ものづくり分野において、地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所や富田林商工会等と十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与することを目的に、平成24年4月に設立された。農林分野では、安全で豊かな食と農を支える調査研究や技術支援、大阪産（もん）商品の開発等の支援、農業者の育成など様々な事業を行っている。

また、同研究所において大阪のぶどうの産地の躍進を目指し、西日本初となる公設のぶどうとワインの専門研究拠点として「ぶどう・ワインラボ」を設置し、本格的な試験醸造を行っている。ワインやぶどう加工品等の品質向上や味の「見える化」を実現し、ワイナリーを始めとした6次産業に取り組む事業者を支援している。

② 日本政策金融公庫

資金ニーズに応じた適切な金融支援を行うほか、蓄積された情報網を活用して経営課題の解決やビジネスマッチングによる販路開拓を図っている。

③ 富田林商工会（富田林商工会太子町支部）

昭和 37 年に設立され、商工業者約 2,000 事業所を会員とし、中小企業の経営基盤強化や税務、経理、労務等経営上の相談窓口となっている。経営開拓支援、創業支援、事業承継など商工業に関する幅広い指導、各種セミナーを実施している。

④ 大阪南農業協同組合（JA 大阪南）

南河内地区の営農者の相談窓口や営農の技術指導、農産物の販売、特産品の PR などを行っている。

⑤ ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府と関係機関が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点である。

同施設では、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産業連携、知的財産など総合的な支援を行っている。

⑥ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪府における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑦ 公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点、ブッシュ型事業承継支援高度化事業等）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化

対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、自然公園法に規定する国定公園に指定されている金剛生駒紀泉国定公園といった環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、直接、あるいは間接的に影響を与える恐れがあるかどうか、公園計画等とも整合を図るとともに、事前に自然環境保全部局等と十分に調整を図り、専門家の指導・助言を踏まえて、自然環境の保全が図られるよう十分配慮する。そして、承認地域経済牽引事業計画に伴う整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入の制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遇わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遇わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遇にくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を検討する。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遇わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

本町及び大阪府は、毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和9年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。